**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| ○高知県森の工場活性化対策事業実施要領の運用について１～２の（４）　（略）（５）要領別紙第２号様式に添付する森林経営委託契約書等については、森の工場内で森林経営計画が策定されていれば、当該部分については森林経営計画（表紙及び別表1森林の現状及び伐採計画）及び認定書の写しで代用できるものとする。３　森の工場事業実施計画の変更について（１）要領第６の(１)に規定する計画の変更は、事業の中止、廃止、森の工場の新設及び分割、統合、計画期間の変更、森林面積並びに合意面積の増減に該当する場合のみとする。ただし、森林面積の増に伴う施業面積の増については、事業実施期間を５年とした森の工場事業実施計画（以下「実施計画」という。）の期間内に追加実施が必要なもののみとする。（２）　（略）（３）森の工場の分割又は統合を行う場合は、分割又は統合の前後が分かるように整理表を作成し、変更実施計画書に添付するものとする。（４）要領別紙第５号様式に添付する森林経営委託契約書等については、森の工場内で森林経営計画が策定されていれば、当該部分については森林経営計画（表紙及び別表1森林の現状及び伐採計画）及び認定書の写しで代用できるものとする。また、森の工場の追加の場合は追加分のみの提出でよいものとする。４　（略）５　「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間について（１）間伐材搬出支援事業の事業実施期間については、平成29年以降原則５年間、又は新規に森の工場事業実施計画を承認された事業計画の始期から原則５年間とする。（２）既存の森の工場を分割した場合については、分割前の森の工場の承認年度を始期とする。（３）既存の森の工場を統合した場合は、統合前の森の工場のうち事業実施期間の残りが最も短いものを事業実施期間とする。削除削除 | ○高知県森の工場活性化対策事業実施要領の運用について１～２の（４）　（略）（５）要領別紙２号様式に添付する森林経営委託契約書等については、森の工場内で森林経営計画が策定されていれば、当該部分については森林経営計画（表紙及び別表1森林の現状及び伐採計画）及び認定書の写しで代用できるものとする。３　森の工場事業実施計画の変更について（１）要領第６の(１)に規定する計画の変更は、事業の中止、廃止、森の工場の新設及び計画期間の変更、森林面積並びに合意面積の増減に該当する場合のみとする。ただし、森林面積の増に伴う施業面積の増については、事業実施期間を５年とした森の工場事業実施計画（以下「実施計画」という。）の期間内に追加実施が必要なもののみとする。（２）　（略）（３）要領別紙２号様式に添付する森林経営委託契約書等については、森の工場内で森林経営計画が策定されていれば、当該部分については森林経営計画（表紙及び別表1森林の現状及び伐採計画）及び認定書の写しで代用できるものとする。また、森の工場の追加の場合は追加分のみの提出でよいものとする。４　（略）５　間伐材搬出支援事業の事業実施期間について（１）間伐材搬出支援事業の事業実施期間については、新規に森の工場事業実施計画を承認された事業計画の始期から原則５年間とする。（２）既存の森の工場を分割した場合については、分割前の新規並びに拡大の承認年度を始期とする。６　平成22年度から平成25年度に拡大した森の工場の取扱いについて平成22年度から平成25年度までの間に森の工場を拡大した場合は、拡大した区域に限って承認された当該年度から５年間を「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間とする。７　平成22年度から平成25年度に拡大した森の工場における、間伐材搬出支援事業の事業実施期間の特例について（１）単年度に100ha以上拡大した広大な区域については、間伐材搬出支援事業の事業実施期間である |
| **改正後** | **改正前** |
| ６　森の工場の形態と規模について要領第６の（１）に規定される森の工場の分割を行う際には、要領第５の（３）のイの（ウ）にある効率的な生産システムの稼働に適した条件に合うよう、河川等の小流域や、尾根・谷等の地形、道路等の路網配置等に配慮して分割するものとする。７　森の工場の提出図面について（１）要領別紙第１号様式の２の（１）の②に規定される施業計画図とは、森の工場の区域、計画期間内に実施する施業の範囲、当該年度の施業箇所が示されているとともに、作業システム毎に区分分けし、要領第７の（３）に定める林道等とその他の路線、土場の計画位置を表示するものとする。（２）要領第７号様式４に規定される施業計画図とは、森の工場の森林の区域、当該年度の施業箇所及び前年度の施業実績が示されているとともに、作業システム毎に区分分けし、要領第７の（３）に定める林道等とその他の路線、土場の計画位置を表示するものとする。８　林業専用道作設指針に適合する作業道について要領第７（３）に定める林業専用道作設指針に適合する作業道については、事業実施（変更）計画書に幅員、曲線半径、拡幅、縦断勾配等の分かる資料を添付するものとする。 | 延べ５カ年間を超えない範囲で、残事業実施期間を割り振ることができる。ただし、終期は平成30年度までとし、連続していること。（２）事業実施期間の割り振りは、森林面積が100ha以上且つ集団的な森林ごとに行うことができる。（３）残事業実施期間を割り振ることによる要領第５の（１）に定める実施計画書の計画期間の取扱いについては、割り振りを行った各団地の最も遅い年度を終期とする。（４）事業実施期間の割り振りを行う場合は、別紙様式２による間伐材搬出支援事業事業実施期間明細表を添付するとともに、要領に定める森の工場事業実施計画書の森林所有者別所有面積等の表を各団地毎に区分して作成し、要領に定める事業計画の変更を行うこと。（５）事業実施期間の割り振りを行いたい場合は、事前に木材増産推進課と調整を行うこと。（６）その他の取扱いについては、別紙１「拡大団地の取扱い」のとおりとする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| （別紙様式１）　（略）削除 | （別紙様式１）　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 削除 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |